



豊川市・小坂井町 合併協議会だより

平成21年8月1日発行

Vol. 2



1 「条例・規則等の取扱い」について
新市の組織・機構は、市役所を基本とし、支所については、簡素で効率的な組織・機構とする。

現在の豊川市の町・字の区域及び名称は、現行のとおりとする。

現在の小坂井町の町・字の区域については、現行のとおりとし、名称については、「大字」及び「字」を削除する。

2 「組織及び機構の取扱い」について
協議会で審議する事項

1 「条例・規則等の取扱い」について
協議会で審議する事項

豊川市の条例・規則等を適用する。
ただし、各種事務事業の調整方針と関係する条例・規則等については、その調整方針を踏まえて規定の整理を行うものとする。

小坂井町の地域における 合併後の住所表示(例)

- 宝飯郡小坂井町大字小坂井字○○1番地
→ 豊川市小坂井町○○1番地
- 宝飯郡小坂井町大字伊奈字□□1番地
→ 豊川市伊奈町□□1番地
- 宝飯郡小坂井町美園×丁目1番地
→ 豊川市美園×丁目1番地

会長あいさつ、会議録署名者の指名に引き続いて、以下のことが話し合われました。

とともに、大字名を町名とする。ただし、現在の大字美園については、「美園町」とはせず、「美園」とする。

■ 日 時	平成21年7月7日（火）午後1時30分から
■ 会 場	豊川市役所 本庁舎3階 協議会室
■ 出席者	会長、委員及び参与 13名出席

合併協議会第2回会議の結果

- 3 「町名・字名の取扱い」について**
現在の豊川市の町・字の区域及び名称は、現行のとおりとする。
- 4 「慣行の取扱い」について**
市章、市民憲章、市の木・花・宣言は、豊川市の例による。
- 5 「公共的団体の取扱い」について**
公共的団体については、新市の速やかな一体性を確立するため、各団体の実情を尊重しながら、統合整備に努める。





6 「一部事務組合等の取扱い」について

(1) 一部事務組合

小坂井町は、合併の前日をもつて愛知県市町村職員退職手当組合を脱退する。

豊川宝飯衛生組合は、合併の前日をもつて解散する。

(2) 広域連合

小坂井町は、合併の前日をもつて愛知県後期高齢者医療広域連合を脱退する。

(3) 協議会

小坂井町は、合併の前日をもつて宝飯地区広域市町村圏協議会及び東三河地方教育事務協議会を脱退する。

(4) 事務委託

小坂井町は、合併の前日をもつて豊川市に対する消防事務及び学校給食事務、愛知県に対する公務災害補償認定委員会、公務災害補償審査会及び公平委員会の事務の委託の規約を廃止する。

(5) 土地開発公社

小坂井町の出資金を新市に引き継ぐものとする。

(6) 共済組合

小坂井町は、合併の前日をもつて愛知県市町村職員共済組合を脱退する。

7 「使用料・手数料等の取扱い」について

について

使用料については、現行のとおりとし、合併後の新市において見直しを行うものとする。ただし、行政財産目的外使用料（電柱、電話柱等）、道路占用料、河川占用料、都市公園占用料、公共用物占用料については、合併時に豊川市

手数料については、合併時に豊川市の制度に統一する。
川市の制度に統一する。

8 「補助金・交付金等の取扱い」について

補助金・交付金等については、以下の方針に基づき調整するものとする。

(1) 両市町で同一、同種の補助金、交付金については、新市移行後、速やかに統一の方向で調整する。

(2) 差異のある補助金、交付金については、統廃合を含め、他の施策への変更、段階的な削減及び適正な補助率の検討を行うものとする。

(2) 自治会・行政区

町内会、区長会の組織については、現行のとおりとするが、合併翌年度に、豊川市の連区制度を基本として組織体制の見直しを行うものとする。

14 「各種事務事業の取扱い」について

組織体制のあり方等について、引き続き検討するものとする。

10 「国民健康保険事業の取扱い」について

国民健康保険制度については、豊川市の例により保険料とする。

保険料率及び納期については、合併翌年度に豊川市の例により統一する。

11 「介護保険事業の取扱い」について

保険料は、合併翌年度に統一する。納期は、合併時に豊川市の例により統一する。

12 「各種事務事業の取扱い」について

(1) 広報広聴関係事業

広報紙の内容や配布方法、その他広報と広聴関係については、合併時に豊川市の制度に統一する。

(2) 防災関係事業

地域防災計画及び国民保護計画については、新市において速やかに改訂するものとする。



13 「各種事務事業の取扱い」について

防災関係事業

防災行政無線（移動系）の運用については、当面の間は現行のとおりとし、新市において、相互利用ができる体制とする。

防災行政無線（同報系）の運用

については、当面の間は現行のとおりとし、新市において、そのあり方を検討する。

両市町で差異のある事業について

福祉関係事業

両市町で差異のある事業について

合併協議会だより



市の木『クロマツ』



市の花『サツキ』

ては、次のとおり取扱うものとする。

(1)福祉医療

精神障害者医療費支給事業については、合併時に豊川市の例により統一する。

(2)保育事業

ア 保育料及び主食代、休日保育、病後児保育は、合併時に豊川市の例により統一する。
 イ 延長保育、障害児保育、一時保育、乳児保育及び放課後児童健全育成事業(児童クラブ)は、合併する年度は現行のとおりとし、合併翌年度から豊川市の例

により統一する。
(3)高齢者福祉事業

ア ひとり暮らし高齢者ガス安全対策事業、在日外国人高齢者福祉手当、訪問理美容サービス事業及び介護用品支給事業は、合併時に豊川市の例により統一す

る。

(4)障害者福祉事業

イ 在宅寝たきり高齢者等介護者手当は、新市においては実施しない。

15 「各種事務事業の取扱い上水道関係事業」について

科健診事業は、合併時に豊川市の例により統一する。水道料金及び加入金(分担金)については、合併時に豊川市の料金に統一する。

16 「各種事務事業の取扱い下水道関係事業」について

下水道使用料については、合併時に豊川市の使用料に統一する。

17 「愛知県協議にかかる新市基本計画(案)」について

新市基本計画は、合併市町村の円滑な運営を確保し、均衡ある発展を図ることを目的とした計画であり、合併市町村の一体性の確立及び住民の福祉の向上を図るよう適切に配慮されたものでなければならぬとされています。また、この計画は、合併特例法で、計画策定時に県知事との協議を行うことが定められています。今回の会議では、愛知県との協議を行ったための新市基本計画(案)を決し、愛知県と正式な協議を行うことになりました。

以上17項目が協議され、すべて原案どおり可決されました。

科健診事業は、合併時に豊川市の例により統一する。

展を図ることを目的とした計画であり、合併市町村の一体性の確立及び住民の福祉の向上を図るよう適切に配慮されたものでなければならぬとされています。また、この計画は、合併特例法で、計画策定時に県知事との協議を行うことが定められています。今回の会議では、愛知県との協議を行ったための新市基本計画(案)を決し、愛知県と正式な協議を行うことになりました。

豊川市・小坂井町 合併協議会委員等名簿

(敬称略)

区分	職名等	氏名
会長	豊川市長	山脇 実
1号委員(副会長)	小坂井町長	伊藤 憲男
2号委員	豊川市副市長	竹本 幸夫
	小坂井町政策調整監	平松 錄一
3号委員	豊川市議会議長	坂本松次郎
	小坂井町議会議長	大場 昌克
4号委員	豊川市議会副議長	野中 泰志
	小坂井町議会副議長	杉浦 光彦
5号委員	豊川市	学識経験者 井上 久
		学識経験者 白井 俊子
	小坂井町	学識経験者 神谷 洋右
		学識経験者 杉江 博美
参与	愛知県総務部市町村課 市町村行政・合併支援室長	石原 徹
監査委員	豊川市代表監査委員	荻野 良一
	豊川市監査委員	伊藤 勝彦
	豊川市監査委員	米谷 俊子



合併協定調印式を開催します。

8月3日(月)の合併協議会第3回会議では、新市基本計画についての協議が予定されており、この議題が承認されると、全ての合併協定項目の協議が終了することになり、合併協議会では、この会議の翌日の8月4日(火)に合併協定調印式の開催を予定しています。

合併協定調印式は、これまでの合併協議の集大成である合併協定書に係者が署名・調印し、合併に向けた合意を確認する式典です。

日時 8月4日(火) 午後1時30分開式
(受付:午後1時~)

場所 豊川市民プラザ(ブリオⅡ4階)



～今後のスケジュール(予定)～

両市町議会での合併の議決

両市町の市議会および町議会それぞれが合併についての議決を行います。

県知事への申請

両市町ともに合併について可決されると、愛知県知事に対して合併の申請を行います。

県議会での議決・知事の決定

愛知県議会で合併についての議決が行われた後、知事が合併の処分を決定します。

総務大臣への届出

知事は、総務大臣に対し、合併の届け出を行います。

総務大臣の告示

総務大臣によって合併が告示されることによって、合併の効力が発生します。

新市の誕生

平成22年2月1日の合併を目指します。

合併協定項目の協議状況

1 合併の方式	決定	11 条例・規則等の取扱い	決定	21 介護保険事業の取扱い	決定
2 合併の期日	決定	12 組織及び機構の取扱い	決定	各種事務事業の取扱い	
3 新市の名称	決定	13 町名・字名の取扱い	決定	1. 総務・企画関係事業	
4 新市の事務所の位置	決定	14 慣行の取扱い	決定	2. 防災関係事業	
5 議会議員の定数及び任期の取扱い	決定	15 公共的団体の取扱い	決定	3. 福祉関係事業	
6 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	決定	16 一部事務組合等の取扱い	決定	4. 上水道関係事業	
7 一般職の職員の身分の取扱い	決定	17 使用料・手数料等の取扱い	決定	5. 下水道関係事業	
8 地方税の取扱い	決定	18 補助金・交付金等の取扱い	決定	22 新市基本計画	
9 財産及び債務の取扱い	決定	19 消防団の取扱い	決定	23	
10 特別職の職員の身分の取扱い	決定	20 国民健康保険事業の取扱い	決定		

皆さんのご意見・ご質問をお待ちしております。

■豊川市・小坂井町合併協議会事務局

〒442-8601

豊川市諏訪一丁目1番地

豊川市役所企画課内(本庁舎2階)

☎ 0533-89-2238

FAX 0533-89-2125

E-mail info@tk-gappeikyo.jp

合併協議会が設立されてから2回にわたり会議が行われ、委員の皆様が、合併に対して真剣に議論を交わし、ほとんどの協定項目の協議が終了いたしました。そして、8月4日には、いよいよ合併協定調印式が行われる運びとなりました。これまでの合併協議の集大成として記念すべき日となります。調印式の後も、さまざまな事務手続きが必要となります。新豊川市誕生に向け、事務局一同、一步着実に進めていきたいと思います。

